

**○議長 神谷信夫君**

ただいまから令和7年第1回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

**○議長 神谷信夫君**

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番豊川翔平議員、2番上原勝彦議員を指名します。

**日程第2. 会期の決定**

**○議長 神谷信夫君**

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定しました。

**日程第3. 諸般の報告**

**○議長 神谷信夫君**

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査及び同法第199条第9項の規定により定期監査に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布してあります。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

**○議長 神谷信夫君 企業長。**

**○企業長 金城政光君**

諸般の報告を行います。1番、理事会について。①令和7年1月15日(水曜日)に南部水道企業団大会議室にて第1回理事会を開催しました。付議事項については、次のとおりでございます。議会に提出した議案1号から議案4号でございます。

②令和7年2月12日（水曜日）に南部水道企業団大会議室にて第2回理事会を開催しました。付議事項については、次のとおり、こちらの方も議会に提出した案件でございます。

③令和7年3月12日（水曜日）に南部水道企業団大会議室にて第3回理事会を開催しました。付議事項は、次のとおりとなっております。本議会に提出する議案第6号と議案第7号になります。

2番、入札結果について。1番、新川配水池改修工事設計業務294万8,000円で有限会社かなえ設計さんが落札でございます。

2番、流量計設置工事(R6-2)、こちらの方は入札参加者が1社となったことから中止をしております。

表の下の方に記入してございますが、この入札に参加した業者を含む2業者から見積を徴収し、その結果1,210万円で提示のあった有限会社福正と随意契約をしております。

3番、令和7年1月28日、配水管布設工事(R6-2)、1,892万円で株式会社輝水さんが落札でございます。

2ページをお願いします。3.水道料金等の二重徴収について。

2月17日に1カ所の金融機関において、伝送システムの不具合により、口座振替で水道料金及び下水道料金を払っている一部のお客さまから二重徴収する事案が発生しました。件数は6,625件、金額は4,465万9,055円でした。当該お客さまへの返金について、同日午後4時には完了しております。

2月21日には、報道機関を招き、水道料金等の二重徴収の件について、発生した原因や経緯の説明と謝罪を行っております。

再発防止に向け、伝送システムエラーが発生したにもかかわらず伝送されたことの原因究明、金融機関の連携及び企業団のシステムチェック体制の強化に取り組んでいます。

この度の水道料金等の二重徴収によりご迷惑をおかけしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

4番、水道水無断使用について。

3月4日に南風原町字兼城地内の建物（貸店舗）で、当企業団から指定を受けている給水装置工事事業者が無断で水道水を使用しているとの新聞報道がありました。

当企業団では、報道でありました「なれ合い」や「企業団が放置」した対応ではなかったと確認しております。

今回の水道水無断使用について、水道工事業者からの給水申請書で設計の不備を指摘し、再提出するよう指導しましたが、その後、水道工事業者からは再提出されない状況の中で、令和6年4月11日に水道水無断使用が確認されました。

その後、水道工事業者には、何度も早急に対応するよう指導してきましたが、水道工事業者が応じない状態が続き、現在に至っている状況で、見逃してはおりません。

無断使用を確認した時点で当該建物は既に貸店舗として営業が開始されており、止水行為した場合、店舗営業に支障を来すことから慎重な対応が必要であり、止水行為の措置は行いませんでした。

令和7年2月28日に4社協議、企業団、水道工事業者、建築業者、建物使用者において協議を開き、これまでの経緯などを確認し、令和7年3月中に給水申込から本申請までの全ての手続きを完了させること。又、履行されない場合、止水する旨の文書を通知しております。

今後の対応として、無断使用した水量分の支払や当企業団の指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱の規定に基づく、行政処分を行ってまいります。

又、法律専門家から助言をいただきながら、本件の問題解決に努めてまいります。

5番、水道料金改定の取組み状況の報告について。

水道料金改定は、沖縄県企業局の料金改定の値上げ分と企業団の今後10年間の事業計画を基に料金改定の作業を進めていますが、当該事業計画及び財政計画の検証に時間がかかっており取りまとめが出来ていない状況です。又、外部の委員で組織する審議会では、現水道料金体系から水道料金体系の見直しを検討すべきとの意見もあります。当該計画の検証及び検討には、時間を掛けて対応する必要があると判断したため、令和7年度においては、沖縄県企業局の料金改定の値上げ分の費用のみを転嫁する料金改定(案)を視野に入れ、策定・審議を進め、早期の料金改定に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

○議長 神谷信夫君

これで、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．一般質問

○議長 神谷信夫君

日程第4．一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。4番照屋仁士議員の発言を許します。

○4番 照屋仁士君

それでは、今回はいま説明もありましたが続けて報道をされました2件の事案について、議会としても執行部より説明を受けたところでありますけれども、改めて議会としての説明責任を両町民へ果たす目的で質問をいたします。

また、議事録等はホームページ等でも公開はされておりますので、今後の教訓や再発防止にも寄与すると考えます。この両事案の内容、日時、時系列等で答弁をお願いしたいと思います。一問一答でさせていただきます。

まず1点目、誤徴収、無断使用、マスコミ報道等にどう対応したか。

(1) 水道料金の引き落としの誤徴収について、どのように対応したか。また今後の再発防止はどうかお答え下さい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。この度の水道料金等の二重徴収及び水道水無断使用の報道により、議員を始め、町民及び関係機関には、多大なるご迷惑をおかけしたこと、心よりお詫び申し上げます。

今回の二重徴収は、伝送システムの不具合により、令和7年2月17日に1カ所の金融機関において、口座振替で水道料金等を支払っている一部のお客さまから二重徴収してしまいました。

件数は6,625件、金額は4,465万9,055円でした。二重徴収をしたお客さまへの返金は、同日16時に返金を完了しております。

再発防止に向けて、伝送システムエラーが発生したにもかかわらず伝送されたことの原因究明、金融機関との連携及び企業団のシステムチェック体制の強化に取り組んでいます。

経緯及び対応の状況を説明いたします。令和7年2月10日、毎月の水道料金口座振替依頼を行った際、「回線が混んでいるので時間をおいてから送信してください。」というメッセージがあったため、電源を切り、システムを再起動して2回目の送信を行いました。2回目の送信の際には1回目のようなメッセージがなかったため毎月のとおり送信されたと確認しました。

令和7年2月17日、8時30分、お客様の指摘を受け、料金班は当該振替を依頼した金融機関に問い合わせの電話を行いました。

8時45分に金融機関に二重振替の事実を確認しております。

8時50分に料金班は、経営課長に状況説明を行っております。経営課長は企業長に事実を報告しております。

8時55分、企業長、私は緊急の庁議を召集し、金融機関への返金の要請を行うよう経営課長に命じております。

9時には、経営課長は料金班に対し、本日中の返金を金融機関に要請するよう命じております。

11時55分に金融機関から本日13時から返金作業を開始する連絡が入りました。

16時10分、金融機関から返金完了の連絡を受けております。

令和7年2月18日、9時に八重瀬町長に報告を行いました。10時には南風原町長に報告を行っております。

令和7年2月21日、2時から企業団庁舎において記者発表を行っております。

令和7年2月27日、企業長から「二重振替再発防止に向けた取り組みと事後処理について」早急に対応するよう全職員へ周知と徹底を命じております。

料金班では、システム側の原因究明、事務処理上のチェック体制の強化、口座振替依頼のシステム操作を全員で行えるスキルアップに取り組んでおります。すでに実施しているのが、送信した職員がシステムの送信完了表示画面で再確認したあと、画面を印刷して班内の職員の確認を経て課長に報告するチェック体制の強化を行っております。以上でございます。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

時系列、日にちに沿って答弁をいただきました。いま答弁の中で2月17日、当日の対応をはじめ、その後、両町長への相談、また記者会見に臨んだこと、そしてまた議会への速やかな説明については、評価をしたいと思います。

この件は、いま再発防止策に取り組んだということですが、時節以降も料金徴収というのは続いていきますので、そういった経過報告についてもその時期をみて取り組んでいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

経過報告についても議員がおっしゃるとおり、取り組んでまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

続いて、(2)にいきたいと思います。水道の無断使用について、どう対応したか。また今後の再発防止策はどうか伺います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。令和7年3月4日の報道であった南風原町字兼城地内の建物(貸店舗)での水道水無断使用の件については、当企業団では、水道水無断使用が確認された以降、水道工事業者に何度も早急に対応するよう指導してきましたが、水道工事業者が応じない状況が続き、現在に至っている状況です。

企業団としても対応してきており、報道であった「企業団の放置」や「なれ合い」等はなく、見逃したわけではございません。

また、無断使用を確認した時点で当該建物は既に貸店舗として営業が開始されており、止水行為をした場合、店舗営業に支障を来すことから慎重な対応が必要であり、止水行為は行いませんでした。

今後の対応としては、令和7年3月中に給水申込から本申請までの全ての手続きを完了させることと、無断で使用した水量分などの支払及び企業団の指定給水装置工事業業者の違反行為に係る事務処理要綱の規定に基づく、行政処分を行ってまいります。

再発防止策については、給水申込から本申請の段階で関係資料に不備等の対応マニュアル及び水道水無断使用の対応マニュアルを策定し、同じような事案が発生しないよう取り組んでまいります。

本件の経緯及び対応でございますが、令和6年2月26日に水道工事業者の給水申込書提出がございました。設計書の不備を指摘しております。

令和6年4月11日に開閉栓調査職員の報告により水道水無断使用が発覚しております。

令和6年4月19日に無断使用の使用量を把握の為、企業団メーターを取り付けております。

令和6年4月中旬に水道工事業者を呼び出し確認したところ、無断使用には加担していないとの

返答がございました。この件を文書で提出するよう指示をしております。

令和6年5月16日、無断使用について一切加担していない旨の回答文が提出されました。

水道工事業者と設計上の不備について調整を行い早急に対応するよう指示を行うが、応じない状況が続きました。

令和6年5月中旬から10月上旬まで、当該期間においても、企業団から水道工事業者に連絡を行い、早急に対応するよう指示を行いましたが、応じない状況が続いております。

令和6年10月15日、企業団と水道工事業者と設計上の不備を再確認するため、試掘の現場立会いを行い早急に対応するよう指示を行いましたが、応じない状況が続いております。

令和6年10月中旬から令和7年2月上旬、この期間においても、企業団から水道工事業者に連絡を行い、早急に対応するよう指示を行うが、応じない状況が続きました。

令和7年2月中旬、企業団から水道工事業者に電話を入れております。令和6年度内に給水申込書から給水装置工事申請書までの全ての手続きを完了させるとの約束をとっております。

令和7年2月28日、関係4者、企業団、水道工事業者、建築業者、建物使用者が集まり、水道水無断使用に係る経緯などの説明を行い、建築業者は、給水工事は全て水道工事業者に一任していたので、無断で水道水を使用していることは知らなかったとの発言がございました。

この会議で水道工事業者が企業団の許可なく無断で接続したことを認めております。

また、無断使用分の水道料金の支払いに応じると確認されております。

当該会議で、企業団から早急に給水申込から本申請書に係る全ての手続きを完了させるよう文書で通知をしております。

令和7年3月6日、国土交通省に水道水無断使用に関する南部水道企業団の見解と今後の対応について報告をしております。

令和7年3月7日、国土交通省に「給水装置工事主任技術者免状返納命令納対象事案報告書」を提出しております。この3月7日提出の文書につきましては、国交省から訂正依頼がございますので、まだ受理はされていないものと考えております。

それから本日、給水工事業者から顛末書の提出がございまして、3月に再提出して、またうちの方から指摘を受けたというふうなところと、6月にも同じように顛末書を再提出して指摘を受けているということがございます。それでこの件につきましては、企業団は、この係は職員と委託業者で行っておりますので、委託業者にもこの事実を確認の上、また報告したいと思います。以上です。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この事例、今回、議会前の説明、また今回の答弁で時系列を追って回答いただきました。

内容が給水申込による事例ということを考えると、これまでもたくさんあったと思うんですね。そういった給水申込がたくさんある中で、同様の事例とかがなかったのかどうか。これまでの経過について少し教えていただけますか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。今回の同様の事例はございません。類似事項として、住宅建築を完了しているにも関わらず、本申請の手続きがされず、臨時給水が続き、その臨時料金を水道事業者が支払っている事案が数件ございます。

本案件についても早急に対応するよう、関係者に通知します。

経過報告については、これから議員がおっしゃるとおり、また取り組んでまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

再発防止についても併せて答弁いただきましたが、この問題、後程検証もしますけれども、まだ問題解決にはちょっと至っていないというふうな印象があります。ですので、経過報告にも取り組むとご答弁いただきましたけれども、やはりまずは問題解決に向けて早々に取り組みを進める。また、さらにしっかりその解決後にも検証を行うことが必要だと思いますし、それに取り組んでいただけるというふうに考えますけれども、それでよろしいでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

これから法律の専門家、弁護士さん等ともご相談の上、本件の解決に取り組んでまいります。また、その状況については、ご報告したいと思っております。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、3点目に進みます。いまの1点目、2点目についてもやむを得ない状況については考慮いたしますけれども、一番重要なことは、それを両町民に説明責任と信頼を担保していくことだというふうに考えます。議会对応も含めて、今後どう取り組んでいくかお答えいただければと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

今回の水道料金等の二重徴収については、ご迷惑をおかけしましたお客様、両町民及び関係機関の皆様に対し、記者会見、企業団ホームページ並びに現在配布中の広報紙においてお詫びを申し上げているところでございます。また、水道水無断使用に関しましても、経緯や対応等を企業団ホームページ等に掲載し、両町民に説明してまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

この問題もそうですけれども、これまで南部水道企業団においては、給与問題をはじめ、企業長の勤務に対する問題など、両町民への信頼を著しく損ねてきたと私は考えています。

それを教訓に今回の対応に関しては、改善が見られているというふうに考えますが、しかしながら、これは軽々に判断はできないものだというふうに思います。今後も絶えず、真摯に取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。今回の件を重く受け止め、今後二度とこのような事案が起こらないように、さらなる事務処理の改善に取り組んでまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

ぜひとも私たち議会も説明責任を果たすためにしっかり中身についても検証を行っていきたくし、また提言もしてまいりたいと思います。

それでは、大きい2番目に進みます。水道広域化の課題について、両町長は把握しているかであります。前回の質問でも青森県八戸市への視察を踏まえ、水道行政の広域化や料金改定の課題について質問をいたしました。今回も視点を変えて質問いたします。

(1) 沖縄県における上水道広域化の課題は大きく言えば県政課題である。これは南水ではなく、首長をはじめとする構成町でしっかりと認識をし、取組むべきと考えるがどうかお答え下さい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

水道広域化の検討内容や取組状況については、これまでも理事会で報告しており、今後も理事会で報告してまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

理事会では、両町長に説明はされている、把握しているだろうというご答弁でありました。

しかしながら、現状の沖縄県企業局の取組み、また光熱水費の増加や離島への給水など、給水料金の値上げは、今後も続くことが予想されます。現状では、自己水があるにせよ、企業局からの給水に頼らざるを得ない以上、現在、料金値上げの検討は進んでいますが、さらなる値上げを検討し続ける必要があり、それは企業局の動向で大きく左右されます。

これに対して、私の感触、認識ですけれども、構成町では上水道は南部水道企業団の問題というような認識で、南風原町でもその認識は浸透していないように感じます。両町に対しても問題提起をすべきと考えますが、どう取り組むかお答え下さい。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。沖縄県の水道広域化推進プランでは、本島北部及び離島地域の用水供給拡大と圏域ごとの広域化を進めながら、最終的に沖縄全島水道事業を統合するプランとなっております。

当該推進プランに沿って、用水供給が拡大された場合、今後も沖縄県の水道料金値上げは考えられます。

当該料金値上げや水道広域化の情報は、沖縄県のホームページに掲載されておりますが、企業団としても必要に応じ、関係町と連携を図りながら取り組んでまいります。

○議長 神谷信夫君 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

いま企業長からの答弁もありましたが、前回の一般質問への答弁でもある意味わかりやすく言うと、水道行政は市町村の責任というような内容もありました。

そこからは、現在の南部水道企業団という公営企業を選択している両町の責任であるというふうにも私は言い換えられるものだと思います。

派遣議員としての責任を果たすためにも、私もこの問題の共有、また両町に持ち帰って、構成町でもその状況を報告したいと思ひますし、このような課題の喚起にも一緒に取り組んでまいりたいと思ひますので、引き続き両町への説明、また私たちへの情報提供に努めていただきますようお願いして、一般質問を終わりたいと思ひます。以上です。

○議長 神谷信夫君

これで一般質問を終わります。

#### 日程第5．議案第6号

#### 南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長 神谷信夫君

日程第5．議案第6号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第6号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例。

南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年3月19日提出、南部水道企業団 企業長 金城政光。

提案理由、令和6年度人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告及び関係町の職員の給与状況等を考慮し、令和7年4月以降の給料表及び諸手当の見直しを行う必要があるため提案いたします。

内容は、総務課長が説明いたします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

## ○総務課長

私の方から南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正についての説明をいたします。

お手元の方に一枚A4紙で概要説明書というのがあるので、それを読み上げて条例改正案の説明としていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、名称、南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例。

改正理由、先程、企業からも説明ありましたが、令和6年人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告及び関係町職員の給与の状況を考慮し、令和7年4月以降の給料表及び諸手当の見直しを行う必要があるため。

概要ですけれども、まず1点目、第8条第3項の関係なんですけれども、この方は第8条の2（管理職員特別手当）の条項を設けることで、管理職に対して時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当が支給されることから、同条の3項を削る内容となっております。

2点目、第8条の2、管理職員の特別勤務手当関係なんですけれども、この方は新たに条文を加えて、管理職員の特別勤務手当を支給するための改正条例となっております。

①週休日等に管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合、勤務1回につき1万円以内の範囲内で支給するという形の改正となっております。

②週休日等以外の午後10時から午前5時、平日の夜間勤務までの管理職が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務した場合、勤務1回につき5,000円以内の範囲内で支給するという改正内容となっております。この方は先程も説明した新たに企業団としては、管理職員の特別勤務手当を支給する条項を設けるという形になっております。

次、第9条及び第10条関係（扶養手当）関係です。扶養手当の配偶者に係る手当の廃止、子に係る手当の引き上げをするための改正となっております。

表のとおり読み上げたいと思います。配偶者、現行が6,500円、令和7年度が3,000円、令和8年度以降が廃止になります。

子（1人あたり）、現行が1万円、令和7年度は1万1,500円に改正するものです。令和8年度以降は、1万3,000円という形に改正する内容となっております。

次に第11条（住居手当）関係の改正についてですけれども、この方は住居手当の条項の構成及び字句の改正をするためになっております。

内容としては、住居手当の金額や算定方法は特に変わることなく、字句や構成の改正という形になっております。

第12条（通勤手当）、この方は遠距離通勤者の自己負担の解消を目的として、通勤手当の支給限度額の引き上げです。現行が5万5,000円です。令和7年度からは15万円に改正するものとなっております。

次に第30条関係、再任用職員への住居手当支給を拡大するための改正となります。これまで再

任用職員については、住居手当は支給されないことになっていましたが、今回の改正で住居手当を支給するという形の改正文となっております。

別表第2関係、この方は職員の給料表です。今回4月1日から給料表3級から7級の給料月額を引き上げる改正となっております。

4点目、施行期日等、この改正は、令和7年4月1日から適用する。

そして給料表の改正にあたり、号給の切替えに関する調整規定を附則の方に設けてあります。

次に、扶養手当の見直しを段階的に実施するため経過措置等も附則の方で設けております。以上が今回の給与条例改正の説明です。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。2番 上原勝彦議員。

○2番 上原勝彦君

第12条、通勤手当の関係の改正なんですけど、現行5万5,000円支給、これは何名ぐらいいるのか。そして令和7年度に改正される15万円の支給、これ該当する職員はいるのか。その説明をお願いします。

○議長 神谷信夫君 総務課長。

○総務課長

現在、上限額に達している5万5,000円を支給している職員はおりません。令和7年度が15万円の上限額上げた職員もいないんですけど、今後そういう形が出てきたときに対応するためにも関係町と同じように合わせて整備したという形になっております。

○2番 上原勝彦君

現状、県内で通勤手当15万円、距離はどういったことを想定して15万円に改定するのかというところがわかれば、ちょっと説明いただきたい。

○総務課長

15万円の設定というのは、国の人事院勧告から出た15万円を設定していますので、県内でこの15万円以内で該当するというのが、高速料金等を使った場合も含めて、15万円以内で支給ができるような形で、国の示す15万円、人事院勧告が示す金額に合わせて15万円という形で設定をさせていただきました。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

同様の条例改正は南風原町の方でも出ておりますけれども、この構成町との差異などがありますか。違う点とかはありますでしょうか。

○総務課長

今回、構成町に習って同じような形で条例改正をしております。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

休憩します。

休憩（１６時０２分）

再開（１６時０３分）

○議長 神谷信夫君

再開します。

他に質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第６号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第６号・南部水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩（１６時０４分）

再開（１６時０５分）

○議長 神谷信夫君

再開します。

## 日程第６．議案第７号

### 令和７年度南部水道企業団水道事業会計予算

○議長 神谷信夫君

日程第６．議案第７号・令和７年度南部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 神谷信夫君 企業長。

## ○企業長 金城政光君

令和 7 年度南部水道企業団水道事業会計予算（案）説明資料、経営方針を述べたいと思います。

水道事業は、日常生活と企業活動等に欠かすことのできないライフラインの一翼を担っています。需用者が必要とする水量を適正な水圧で安定的に供給することは勿論のこと、災害や事故による断減水を未然に防ぐ予防的対策と、発生後における効率的な機動的対策によって被害の範囲と期間を最小限に止めることが求められています。

令和 7 年度の予算編成にあたっては、基幹管路耐震化更新を建設改良の柱に、水道ビジョンに掲げた 4 つの基本目標「安全でおいしい水の供給」、「災害に強い水道の確立」、「満足される住民サービス提供」、「水道運営基盤の改善と強化」の実現に向けたこれまでの取り組みに、新水道ビジョンで水道の理想像として示された「安全」、「接続」、「強靱」の観点を加えた施策の推進を基本方針として編成しました。

令和 7 年度予算は、沖縄県企業局の用水単価値上げに加え、物価高騰と人件費や手数料等の値上げもあり、水道事業費用が前年度より 7,717 万円増加し、平成 4 年度以来 33 年ぶりの赤字予算となっています。

なお、赤字予算ではありますが、現金の支出を伴わない費用である減価償却費と資産減耗費の合計額 2 億 5,486 万 7,000 円を上回らない赤字 5,981 万 3,000 円であることから、事業運営に支障をきたすことはありません。

このように、外的要因によって増加した水道事業費用については、料金収入で賄うことが公営企業における経営の原則であることから、令和 7 年度中に料金改定ができるように諸計画の策定に取り組んでまいります。

それでは、議案の方をよろしく申し上げます。議案第 7 号・令和 7 年度南部水道企業団水道事業会計予算。

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

内容は、経営課長が説明いたします。

## ○議長 神谷信夫君 経営課長。

## ○経営課長 酒本隆志君

私の方は、お手元の南部水道企業団水道事業会計予算書の 1 ページを読み上げて説明に代えたいと思います。

令和 7 年度南部水道企業団水道事業会計予算。

第 1 条 令和 7 年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量) 第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数 3 万 5 0 1 戸。給水人口 7 万 5,325 人。年間総配水量 788 万 8,015 m<sup>3</sup>。一日平均配水量 2 万 1,611 m<sup>3</sup>。

主な建設改良事業、ア 国庫補助事業2億8,200万円。イ 送配水施設整備事業3億5,006万5,000円。

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入、第1款水道事業収益17億8,696万8,000円。第1項営業収益16億3,827万4,000円。第2項営業外収益1億1,194万3,000円。第3項特別利益3,675万1,000円。

支出の部、第1款水道事業費用18億4,729万7,000円。第1項営業費用18億415万4,000円。第2項営業外費用3,814万1,000円。第3項特別損失2,000円。第4項予備費500万円。

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入の部、第1款資本的収入1億6,212万1,000円。第1項企業債1,000円。第2項補助金1億4,100万円。第3項その他資本収入2,111万9,000円。第4項固定資産売却代金1,000円。

支出、第1款資本的支出8億4,073万8,000円。第1項建設改良費7億6,137万4,000円。第2項企業債償還金7,936万3,000円。第3項その他資本的支出1,000円。

次のページにまいりまして、第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。（1）営業費用、営業外費用及び特別損失。

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1億8,836万1,000円。交際費30万円。

第8条 たな卸資産購入限度額は、2,200万円と定める。

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産、建物附属設備、空調設備、一式。機械及び装置、計装設備、一式。

令和7年3月19日提出、南部水道企業団 金城政光。

その次のページを捲っていただいて、令和7年度南部水道企業団水道事業会計予算実施計画書というページがございますので、そこで説明に代えさせていただきたいと思います。

予算実施計画、収益的収入及び支出。

表が上段と下段の方に分かれています、まず左側の上段の方、収入の部です。水道事業収益は、前年度よりも6,243万4,000円の減収を見込んでおります。

それと第3項の特別利益ですが、3,675万1,000円、上の表の一番下の行です。この収入は、南風原町の下水道事業に伴う水道管の損失補償金として役場から入ってくるお金です。この金額は、後程説明する工事費と関連しますので、ご確認の方をよろしくお願いします。

続きまして、支出の部、水道事業費用、先程、企業長の経営方針にもありましたが、前年度よりも7,717万円支出が増加します。その主な増加の要因としましては、県企業局の受水費が6,000万円プラスです。6年度は、6年10月から7年3月までの下半期の分の値上げ分を約6,000万円、企業団の方でその分の費用負担を見込んでいますので、令和7年度はそれが12月分となりますので、6年度の6月分よりもさらに6月分多い6,000万円の費用の負担が生じます。

主な内容だけを説明します。第4目の総係費ですが、総係の方は、現在進めている国庫補助事業が5年に一度事業評価をしないといけませんので、その5年に一度の委託料が発生しております。

あとは料金改定に伴うシステムの更新費用、これも例年出てくるような費用ではなく、7年度に新たに発生します。

続きまして、予算実施計画書の3ページ、資本的収入及び支出です。収入の部は、補助金、事業費が2億8,000万円ですので、その半分の1億4,100万円の補助金が入るということで、例年と比べて大きな変更はございませんが、資本的支出の方、前年度に比べて4億1,742万8,000円増えます。4億円増えます。

その内訳としましては、南風原町の照屋、津嘉山、喜屋武の方で下水道の工事が入ってきます。それに伴って、その3地区の企業団の配水管を移設する工事が必要となってくるので、その工事が1億9,468万2,000円です。南風原町からは、先程の3,600万円の補償金をもらいますが、企業団の方は1億9,468万2,000円の工事費を支出するということになります。

それと併せて、八重瀬のポンプ場に台風のときは、レンタルで、リースで発電機を据えて運転していますが、そこに発電機室を作る工事を発注します。

あと管理用のメーターを4カ所つけるのと、新川配水池の外壁の塗装とか、階段の造り替えとか、そういうもので1億5,500万円、合わせて3億5,000万円、ここで例年に比べて予算が増えています。

その次のページよろしくお願いします。令和7年度南部水道企業団水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、一番上の方の2段目、1.業務活動によるキャッシュ・フロー、その下、当年度純損益、先程企業長からもありましたが、ここで5,981万3,000円の赤字です。

収益的収入及び支出、先程説明した左側の収入と支出で結果的に5,981万3,000円の赤字になるということです。

それと、その下から3行目、資金減少額4億9,682万7,696円、手持ちの現金預金が減る計算になります。先程、発電機を設置したり、メーターを取り替えたり、新たな配水池を改修したりという、通常、企業団の施設の整備に加えて、南風原町の下水道に伴う工事で2億円出ていきますので、その分で約5億円の現金預金が減るということで、最終的には8年3月31日の予定では、約16億円あった資金が10億円に目減りするということになります。一気に3分の1ぐらいが減ってしまうということです。

それと、6ページ以降には給与費明細書、債務負担行為に関する調書、それと予定貸借対照表、あとは参考資料ということで添付してございますので、ちょっと大雑把ではありますが、予算書の中の説明は終わりますが、次に先程、お手元にお配りした予算の概要、概要書はこれまで予算書の説明の中であげた数値を6年度当初予算同士を比較したものと、ちょっとページ番号を打ってないですけど、その途中からは先程工事の事業費が大きくなると言いましたが、その工事の場所がわかるように位置図を添付してございますので、お目通しの方をよろしくお願いします。大雑把ではありますが、これで予算の説明に代えたいと思います。審議の方、よろしくお願いします。

○議長 神谷信夫君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。4番 照屋仁士議員。

○4番 照屋仁士君

それでは、配られた予算書に沿って順を追って質問をしたいと思います。

まず、予算書の7ページ、こちらに給与明細表がありますがけれども、この中でその他特別職というところが3名の減、一般職員に関しても1名の減ということですがけれども、この状況と要因について教えていただきたいと思います。ちょっと休憩をお願いします。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（16時23分）

再開（16時23分）

○議長 神谷信夫君

再開します。

○4番 照屋仁士君

続けて、予算書の24ページ、予算実施計画明細、説明にもありましたとおり、給水人口は増えているけれども、この収益については、減の見込みであるということで、これも説明を聞くと、決算に基づいた数字になっているということがわかるんですけども、こういった傾向なのかなと。以前は、コロナのときは巣ごもりで増えていった傾向とか、いろいろ分析内容があると思いますけれども、こういった傾向なのかなということを教えていただきたいと思います。

次の25ページ、今度は支出の方ですが、支出の方でも様々な工事の予定もご説明をいただきましたが、その中でも例えば国庫補助事業等を活用できるものと、あと自主財源で行わないといけなものがあると思います。これは当然、必要な財源は考えた上で取捨選択をしているというふうに思いますけれども、引き続き財源については補助事業だったり、また、その補助事業にも要件等がたくさんあると思うんです。

例えば、計画策定後にしかできないものとか、これは道路事業とかでもいろいろあるんですけども、そういった財源についても引き続き調査研究を進めながらの選択だというふうに理解しますけれども、そのような状況についても少しご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（16時25分）

再開（16時27分）

○議長 神谷信夫君

再開します。

#### ○総務課長

給与明細の職員数、まずはじめのその他職員については、令和6年度当初予算のときは、その人数を含めてやっていたものですから、そういうもので3名減ったという形になっております。

職員についても当初退職する方2名本来は退職したので、その分も含めた形で人数構成でなっていたものですから、それで1名減という形の内容となっております。以上です。

#### ○経営課長

私の方は、先程細かく説明しなかったんですけども、水道使用量の状況ですが、先程お配りした当初予算の概要の1ページの方に括弧書きで書いたんですが、令和5年度の決算、昨年度は9月に決算終わっていますが、決算が14億7,412万8,613円、それに対して令和6年度の決算見込み、これ作った時点から2月分と3月分は予測した数値にしていますが、14億3,345万円を予測しています。

ここで4,000万円の落ち込みがあります。令和5年度と令和6年度、人口は500～600人増えていますし、世帯も500軒近く増えています。人口と世帯は増えていますが、収益に関しては、過去10年を振り返っても単年度同士を比較すると、上がった、下がったという微増微減を繰り返す傾向があります。それが基礎の影響なのか、どうなのかというところなんですけれども、八重瀬町と南風原町が糸満、豊見城、南城市とどこが変わるかと言うと、新規の給水申請の件数が南部地区ではおそらく一番多いと思います。

新しい集合住宅や戸建ての住宅など、核家族化が進んでいたり、あるいは生活用に水を使う、人間が使う以外にも庭に散水したりとか、いろいろなところの用途が限られてきたりとか、節水器具の普及も新築の住宅であれば導入されているだろうし、この辺の影響があって微増微減を繰り返しているのではないかなというふうに見受けます。

詳しく調査したわけではないですけど、おおよそ近隣の事業体と比較して企業団の特徴も踏まえると、そういうところが1年を通すと3,000万円も、4,000万円も見込みが落ちてくるということなので、特に大口の需要者であれば、毎月の料金、年間の料金というのは、おおよそ見込めますけれども、一戸建ての住宅になると、なかなかその使用量が把握できないという実情もありまして、15億円の水道使用料の予測に対して、3,000万円、4,000万円というのは、数パーセントの誤差にしかありませんので、我々が今後抑えていかないといけないのは、順調に収益が伸びるわけではないと、微増微減を繰り返しながら、ほぼ横ばいでいくような状況もあり得るものだという事で、その上で財政計画を立てる、収入をあまり多く見積もらないというところが今後10年計画で重要な部分になってくるのかなという考えでいます。答弁になっているかどうかちょっとあれですけども、予測できない要因が多々あるということをご理解をお願いしたいと思います。

#### ○工務課長

補助事業の方は、補助事業費で対応しており、また単費の方は単費ということで対応させてもらっています。以上です。

## ○経営課長

先程の説明が足りなかったというので説明いたします。八重瀬町の八重瀬ポンプ場に発電機を単費で導入するという説明をしましたが、実は国交省からそういう防災関係のメニューを予算化できる可能性があるので、計画書をまず出してほしいということで、こちらから出したわけですが、設計まで終えた段階で、国交省としても厚生労働省から引き継いだばかりで予算化できなかったということがあります。今後議員がおっしゃるように補助事業が適用されるメニューの中に加えられるものについては、工務課の方では積極的にアプローチしていくというふうに考えています。以上です。

## ○4番 照屋仁士君

まず、7ページにありましたその他特別職と一般職、人員の件ですけれども、特別職等の外部委員等の増減は理解できるんですけれども、一般職、以前、議会の中でも指摘があったとおり、20数名しかいない職員数で一人増える、二人減る、欠員をそのままにしておくということが果たしてどうなのかなと、欠員だけだったらいいんですけれども、それがサービスの低下に繋がる可能性がやはりあると思いますので、その職員定数と、そして現状の職員数というのをしっかり満たしていくようにサービスの低下にならないように取り組んでほしいと思いますので、その辺りの見解をひとつお願いしたいと思います。

続けて24ページ、歳入についての分析ですけれども、いまの説明でいくと、当然、核家族化が進むことによって、その1世帯当たりの使う水量というのは小さくなっていく、そういった中で、十数億のうちの何千万というのは理解できますので、そういった分析であればわかるんですけれども、その中では大口の例えばこの地域が断水が長時間続いたとか、大きな使用量が移転したとか、そういったことではないというふうな理解をしていいのかなとか。

また、答弁にもありましたとおり、いま水道料金についても検討が進められていますので、やはりその過剰な収益を見込むとか、そういったことは料金算定のものに直結するものですから、どういう分析しているのかなというところが必要になると思って確認をしていますので、このあたりのところを再度補足をお願いしたいと思います。

支出については、水は止めることできませんので、自己資金であっても進めるべきは進めないといけないと思いますけれども、やはりより効率的な財源については、いろんな財源があると思いますし、そういったことにはチャレンジをして、より有効活用していただきたいという趣旨ですので、それは今後引き続きお願いをしたいと思います。

あと最後に追加ですけれども、この説明の中でも最後ら辺にあったんですけど、いま料金改定の予定が、その外部委員にも諮っていて、答申が遅れているというふうに理解しますし、それについて今年度中に料金改定をします。でも、なかなかまだ不安定な要素も含んでいるかのようなことが書かれているんですけれども、そのあたりもこちらの経営状況だけでなく、経営状態はもちろん関係するんですけれども、やはり両町民への理解というのが一番必要だと思いますので、そのあ

たりを勘案しながら進めていただきたいという趣旨ですが、それについて合わせて答弁いただければと思います。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

まず、職員の件でお答えします。職員定数は24名になっておりますけれども、経営戦略の方では18名という戦略を立てております。そういうのがございまして、いま18名という人数の目標でやっておるわけですが、経営戦略についても今回で見直しがございますので、この辺もまた検討していくべきものと考えています。

また、このように財政状況が大変厳しいところですので、企業団としてもやはり職員数にしても、できる限りその負担が少ないようにということで目標を掲げているものと思っております。この辺はまたこれからの戦略等の計画も踏まえてやっていくべきものと考えております。

また、国庫補助等の活用につきましては、現在は耐震化の事業も進めております。これとあと計画としては、管路の拡張部分、特に津嘉山の方で区画整理区域内事業とかに入っております。こういうものは事業としてやっていけると、当然、この事業計画の中に入っているものはやっていけるということでございます。

また、それ以外にも単発的に災害関連のものが出てきたりしておりますので、この辺はチャレンジしていくというふうに考えております。また、詳細は課長の方で説明いたします。

○総務課長

職員の定数、今後の職員の採用なんですけれども、先程も説明したんですけれども、前年度が20名というのが先程説明したとおり、実際退職した人が20名に含まれていると、本年度、7年度については19名、1名減という形にはなって、いま18名なんですけれども、1名は今度の4月1日に採用するということで19名になります。次年度、令和7年度においても1名程度採用する予定で予算を計上していますので、また令和8年度からは、20名という形にもっていきたいと。

その経営戦略では、18名という形にはなっているんですけれども、いまうちの年齢構成、平均、一番若い職員でも35、この年齢の格差がいまいけないものですから、そういうのも加味しながら職員採用を計画的にやって18名、年齢構成をバランスの取れた年齢構成でやっていく必要があるんじゃないかということで、7年度、8年度にまず20名まではもって行って、その退職者の2減1増とか、3減1増とかというところで計画的に18名を年齢構成をしっかりとバランスよく取れたような形で経営戦略の方にも見直しをかけて対応していきたいと考えています。

数もそうなんですけれども、いま言ったサービス低下、サービスの向上も含めながら、対応できるような体制で臨んでいきたいと思っております。以上です。

○経営課長

給水収益の件に関しましては、6年度予算と7年度予算ベースで比べると、約6,000万円の減収ということになります。6年度の決算予定見込み額からは7年度予算は1,000万円の増額、人口

が増える分、増えるというところになっています。

これはあくまでも2カ月を残した6年度の決算見込みではございますが、プラスを見えています。

また、7年度予算に関しては、特に大口の需要者が減るとか、そういう特定の要因が含まれているものではなく、自然に人口の増加に伴って収益も微増するだろうというような見込みで予算編成しております。以上です。

#### ○総務課長

料金改定の状況ですけれども、先程も諸般の報告でもありましたけれども、いま内部の委員会で財政計画、事業計画の取りまとめに時間がかかっていて、いま取りまとめをしているところであります。

料金改定については、令和7年度中にはやるということで、いま諸般の報告で説明しております。早い段階で方向性を決めて、なるべく周知期間をしっかりと住民の方にもおいて、その改定の仕組みとか、内容もちゃんと含めながら情報を公開しながら、周知期間を設けてしっかりと住民の理解を得る形で料金改定を進めていきたいと思っております。以上です。

#### ○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

#### ○2番 上原勝彦君

ちょっと確認させて下さい。令和6年から課内が4課から3課になっていますよね。この給与明細書を見たら、一般職が20人から19人、管理職、課長はどこに給与明細書が添付されていて、それで今年度に至っては22人ということなのか。4課から3課にして業務内容を充実していったのかどうか。今回、水道水無断使用が発覚をして、4課でできたことが3課にした影響が出ているのか。それともこれには関係なく、そういう事例が起きたのか。

私は前から指摘しているように次長級も置くということになっているのに、次長も置かない。今回に至っては、令和7年は職員減で19名になる。その辺の業務の状況、影響がないかどうかと、どこに課長の給与明細はあるのか。

#### ○総務課長

課長だけの給与明細というのではなくて、これ職員全体の給与明細になります。

#### ○2番 上原勝彦君

課長も入っている。

#### ○総務課長

入っています。含まれての給料表です。本年度は8,109万9,000円という給料だけでいくと、そういう形で含まれています。課長も、一般職も、班長職も全部含めてのこの金額となっております。

管理職については、4名から3名というのは当然なっていますけれども、業務の4課から3課になったということで、その統合した課が工事関係の管理課と施設課を統合して工務課という形で、一括して建設工事から維持管理業務まで含めての一つの課でやるという形での統合を令和6年度か

ら実施しています。

課内の中では統合したことによって、いろいろ業務の繋がりとかというのが、うまく連携を、これからできてない部分もあるのかなと思っています。この辺はこれからいろいろと課内でも組織でもちょっとどういった形が効率化に繋がっていくのか。業務の統一化に繋がっていくかというのは、これから検証をしていかないといけないと思いますが、その辺を含めながら事務の改善はしていかないといけないなと思っていますので、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

## ○2番 上原勝彦君

令和7年度は、課長級を入れて19名ということで理解していいということね。一人減になって、今回、業務の連携で、4課から3課になって、業務の影響はいくらかあったのではないかなと思うわけなんですけれども、それが令和7年度一人減になって大丈夫かなと思うところがあるんですけれども、その辺、大丈夫だということをしっかり示してもらえますか。

## ○総務課長

令和6年4月1日から18名体制なんですけれども、今年度採用試験をして、令和7年4月1日から1名採用しますので、1名増員という形での対応になりますので、この辺も含めて増員をしながら、令和8年度も増員する方向でいますので、そういう形でサービスを落とさないようにしていくためにも職員採用は20名までという形で職員を増やしていこうということで、採用試験、いま地方公共団体、どこも採用試験を受ける方が少なくて、その辺も含めて企業団も去年はちょっとアピールが、広報が弱かったものですから、今年は広報活動強化入れながら、企業団の事業の内容も入れながら、応募者ができるだけ集まるようにしながら、良い人材を採用していきたいなと思っていますので、それで採用ができれば、サービスの向上にも、住民サービスにも繋がっていくと思いますので、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

○議長 神谷信夫君 企業長。

## ○企業長 金城政光君

補足いたしますけれども、令和5年度の退職が管理職で予定してなかった退職がございましたので、それで企業団としては業務に支障がないように、ある意味では管理職の部分を減らして事務を取り扱う人数に対しては減らさないようにということで課の減になった次第です。

今回の無断使用の件ですけれども、直接は関係はないものと考えております。

ただ、直接関係はございませんけれども、この係の方は以前から厳しいということがございました。それで人事異動もございましたけれども、ちょっと体調を崩して職員が、そういうこともございましたけれども、直接はこれは関係ないものと考えております。

ただ、令和7年からは、先程も言いましたけれども、現在は職員一人と委託を一人に対応しております。

令和7年度からは、予定といたしましては、職員2名で対応していく予定でございます。委託を抜いて、直接職員が対応するという形に変えていくというふうに考えております。

○ 2 番 上原勝彦君

企業長からいま答弁があったんですけど、業務にぜひ支障のないように適正な職員配置、それを十分やっていただきたいということと、今度の3月定例会予算書、目を通すと大きな事業も入っているわけですから、従来でしたら、この審議、どういった工事が入っているかという視察も、これは案内しないと我々理解できないところが出てくると思いますので、これは早急に令和7年度の工事の現場視察と、それと金城企業長に代わって今度、企業長が代わります。また、豊川議員もどういう施設が点在しているかというのもまだ理解してないところもあるので、ぜひ早急にこれは令和7年度の工事現場の案内視察、ぜひ取り入れてくれますようということで、どうですか。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

次期企業長に引き継いで取り組んでいけるように引き継いでいきたいと思います。

○ 2 番 上原勝彦君

視察。

○議長 神谷信夫君 企業長。

○企業長 金城政光君

視察の件、しっかりできるように引き継いでいきます。

○ 2 番 上原勝彦君

以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。1番 豊川翔平議員。

○ 1 番 豊川翔平君

1点確認というか、教えていただきたいんですけども、消火栓の設置、維持に関しては記載あるんですけども、撤去に関しては南水は関与しない部分なんでしょうか、撤去。

○工務課長

すみません、撤去と言いますと。

○ 1 番 豊川翔平君

旧島尻消防の部分で消火栓を撤去する工事が入っているのか、いまから入るのか、ちょっとわからないんですけど、そういう撤去に関してあると思うんですよ。

○議長 神谷信夫君

暫時休憩します。

休憩（16時54分）

再開（16時54分）

○議長 神谷信夫君

再開します。

○工務課長

撤去と言いましょうか、新設になれば撤去はいらないですよ、移設になれば撤去になります。  
以上です。

○議長 神谷信夫君

他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号・令和7年度南部水道企業団水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、原案どおり可決することに賛成の方は、起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第7号・令和7年度南部水道企業団水道事業会計予算は、原案どおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により令和7年第1回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回南部水道企業団議会定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 神谷 信夫

署名議員(議席番号1番) 豊川 翔平

署名議員(議席番号2番) 上原 勝彦